

山梨県公報

号外第四号

平成十九年
一月十四日

日 曜 日

目 次

選挙管理委員会

- 山梨県知事選挙と同時に行う選挙……………
- 山梨県知事選挙及び甲府市長選挙における投票の順序……………
- 山梨県知事選挙と同時に行う選挙……………
- 山梨県知事選挙及び上野原市議会議員一般選挙における投票の順序……………
- 山梨県知事選挙と同時に行う選挙……………
- 山梨県知事選挙及び上野原市議会議員一般選挙における投票の順序……………
- 山梨県知事選挙及び中央市議会議員一般選挙における投票の順序……………

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第十一号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十九条第二項の規定により、次の選挙を平成十九年一月二十一日執行の山梨県知事選挙と同時に行う。

平成十九年一月十四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

- 一 選挙の期日 平成十九年一月二十一日
- 二 選挙の種類 甲府市長選挙

山梨県選挙管理委員会告示第十二号

平成十九年一月二十一日執行の山梨県知事選挙及び甲府市長選挙における投票の順序は、次のとおりとする。

平成十九年一月十四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

- 一 山梨県知事選挙
- 二 甲府市長選挙

山梨県選挙管理委員会告示第十三号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十九条第二項の規定により、次の選挙を平成十九年一月二十一日執行の山梨県知事選挙と同時に行う。

平成十九年一月十四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

- 一 選挙の期日 平成十九年一月二十一日
- 二 選挙の種類 上野原市議会議員一般選挙

山梨県選挙管理委員会告示第十四号

平成十九年一月二十一日執行の山梨県知事選挙及び上野原市議会議員一般選挙における投票の順序は、次のとおりとする。

平成十九年一月十四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

- 一 山梨県知事選挙
- 二 上野原市議会議員一般選挙

山梨県選挙管理委員会告示第十五号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十九条第二項の規定により、次の選挙を平成十九年一月二十一日執行の山梨県知事選挙と同時に行う。

平成十九年一月十四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

- 一 選挙の期日 平成十九年一月二十一日
- 二 選挙の種類 中央市議会議員一般選挙

山梨県選挙管理委員会告示第十六号

平成十九年一月二十一日執行の山梨県知事選挙及び中央市議会議員一般選挙における投票の順序は、次のとおりとする。

平成十九年一月十四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

- 一 山梨県知事選挙

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番